

平成 25 年 12 月 11 日

各位

フィノウェイブ インベストメンツ株式会社
代表取締役社長 CEO 若林秀樹

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、元役員が係ったインサイダー取引に関連して、平成 25 年 12 月 2 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示しておりますが、その後、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官から受領いたしました。

当社は、平成 25 年 12 月 4 日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 16 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出することを決議し、翌 5 日に答弁書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

今後当社は、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金を納付します。

納付すべき課徴金の金額 金 17 万円

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、再発防止策の厳正な遂行による態勢の立て直しと信頼回復に努めてまいります。

以上